

鹿沼市部活動地域展開推進計画



令和 8（2026）年 3 月

鹿沼市教育委員会

<改訂履歴>

	改訂日	改定内容
初 版	令和 8 年 3 月 策定	
第 2 版	令和 8 年 9 月 改訂	・ 4 (2) 具体目標修正 ・ 4 (3) ⑤追記

はじめに

○学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、体力や技能の向上を図ること以外に、異年齢交流の中で生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ること、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに寄与してきたほか、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ場として大きな役割を担ってきた。

○しかし、少子化の影響や価値観の多様化などにより、従前と同様の運営体制では学校部活動の維持は難しくなっている。

○また、これまで部活動運営は、教員の献身的な関わりによって支えられてきており、競技・活動経験の有無に関わらず、教員は休日の指導や大会引率、参画を求められるなど、多大な業務負担が課題として挙げられてきた。

○これらの状況を受け、文部科学省は令和7年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示し、令和8年度から13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置づけ、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。

○栃木県教育委員会においても、令和8年3月に「とちぎ部活動地域展開プラン」を策定し、『令和11年度末までに、県内公立中学校等の休日の部活動を全て、地域展開することを目指す』と示した。

○鹿沼市においても、令和5年から部活動の地域展開に係る本市の実態調査を実施し、令和7年3月に「鹿沼市部活動地域展開推進協議会（以下、推進協議会。）」を設置して部活動の地域展開に関する検討を開始した。また、令和7年度からモデル事業として、いくつかの運動種目（陸上競技・軟式野球・剣道）の地域クラブ活動を開設し、成果及び課題等の整理を行っている。

○国や県の方針、推進協議会の議論等を踏まえながら、本市の実態に即した部活動地域展開を総合的・計画的に推進することで、学校、家庭、地域及び関係団体等が連携・協働し、学校部活動が抱える諸課題の解決、本市のスポーツ・文化芸術活動の充実・発展を図るため、鹿沼市部活動地域展開推進計画を策定する。

目 次

1	地域展開とは	
(1)	地域展開とは	1
(2)	なぜ地域展開が必要なのか	1
(3)	学校部活動と地域クラブ活動との違い	1
(4)	地域クラブ活動の扱い	2
2	鹿沼市の現状	
(1)	少子化の進展	2
(2)	設置部活動及び部員数の現状	3
(3)	教員の働き方改革	5
(4)	部活動指導における教員の負担感	5
(5)	児童生徒、保護者の考え	7
3	部活動地域展開推進計画の基本的な考え方	
(1)	策定の目的	8
(2)	計画の位置づけ	8
(3)	計画の期間	8
(4)	鹿沼市の地域クラブ活動の目指す姿	9
4	部活動地域展開への体制整備の推進	
(1)	部活動地域展開に係る体制整備	9
(2)	具体目標	9
(3)	スケジュール及び具体的取組	10
(4)	本市の地域展開体制の長期的ビジョン	12
5	地域クラブの活動指針	
(1)	対象	13
(2)	地域クラブの役割	13
(3)	指導者	13
(4)	活動内容	14
	① 種目・分野	
	② 活動時間及び休養日の設定	
	③ 活動場所	
(5)	保護者負担	15
(6)	大会・コンクール等への参加	15
6	その他	
(1)	計画の見直し	15
(2)	鹿沼市地域展開推進協議会	15

1 地域展開とは

(1) 地域展開とは

「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」といった考えのもと、今後学校部活動の存続が困難な状況になっても、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくために、また、学校部活動に係る教員の負担軽減を図るために、学校単位で実施してきた『部活動』から、学校の枠を越え地域全体で実施する『地域クラブ活動』へと展開していくことを言う。

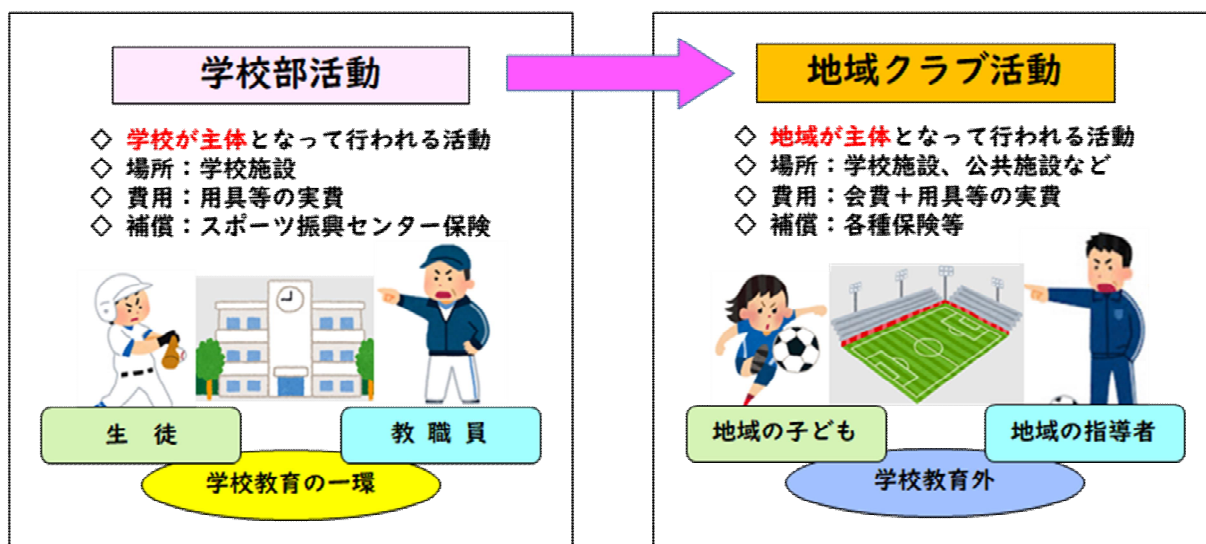
(2) なぜ地域展開が必要なのか

- 少子化の影響によって、学校部活動の部員数が減少し、従来のような部活動運営が困難な状況になっている。
- 所属している学校に自分が希望する種目の部活動がなく、希望とは異なる部活動に参加したり、部活動に参加しなかったりする生徒が増加している。
- 過労死ラインを超える時間外在校等時間となる教員が、特に中学校に多く在籍し、その時間外在校等時間の大半を占めるのが、部活動指導に従事する時間となっている。
- 自己の経験がない教員が顧問を務めざるを得ない場合があり、生徒は専門的指導が受けられず、教員は大きな精神的負担を感じる要因となっている。

これ以外にも、学校部活動や、現在、子どもたちを取り巻くスポーツ・文化芸術活動環境には多くの課題が潜在しているため、国を挙げての部活動の地域展開が急務とされている。

(3) 学校部活動と地域クラブ活動との違い

学校部活動は、「学校教育の一環」である一方、地域クラブ活動は「学校教育外の活動」となる。また、学校部活動は、教員が指導者であることに對し、地域クラブ活動は教員も含めた地域人材が指導者を務めることになる。



(4) 地域クラブ活動の扱い

- ・社会教育法第2条に規定する社会教育
- ・スポーツ基本法に基づくスポーツ
- ・文化芸術基本法に基づく文化芸術

上記に係る活動である。しかしながら、学習指導要領に基づいて実施されてきた学校部活動に代わる活動となるため、その理念を踏襲することが求められる。

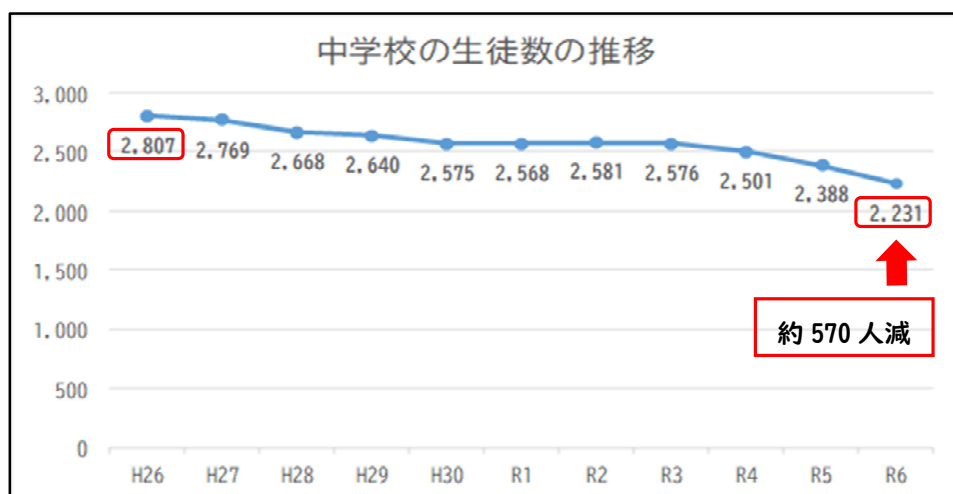
2 鹿沼市の現状

(1) 少子化の進展

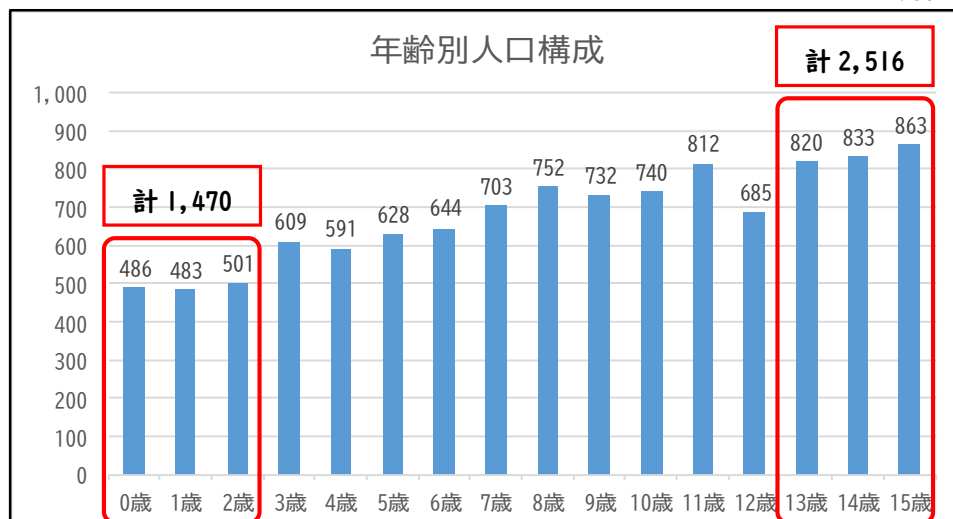
少子化の進展により、本市においても中学校の生徒数は年々減少傾向で推移している。

令和6年度の生徒総数は2,231人となっているが、これは10年前(平成26年度)と比較すると、約570人の減少が見られる。

また、令和6年の年齢別人口構成において、現在の中学生期(13~15歳)の人数と0~2歳の人数を比較すると、0~2歳が約1,000人少ないことがわかる。この値は、13年後の中学生期の人口の減少数を表すものとなる。



R6. 4. 30 現在



(2) 設置部活動及び部員数の現状

R6 設置部活動及び部員数一覧 (1・2年のみ新体制移行後 R6.7.1時点)

【運動部】

	陸上競技	野球	バスケットボール	バレーボール	サッカー	ソフトテニス	卓球	ソフトボール	柔道	剣道	馬道	バドミントン
東中	63 1男 26 2男 13 1女 13 2女 11	14 1男 7 2男 7 1女 0 2女 0	23 1男 8 2男 15 1女 7 2女 2	18 1男 13 2女 5	28 1男 8 2男 19 1女 0 2女 1	31 1男 10 2男 21 1女 7 2女 7	30 1男 12 2男 7 1女 4 2女 7	10 1男 6 2女 4	10 1男 7 2男 2 1女 0 2女 1	9 1男 2 2男 2 1女 1 2女 4	24 1男 2 2男 7 1女 3 2女 12	
西中	14 1男 2 2男 1 1女 8 2女 3	▲3 1男 2 2男 0 1女 0 2女 1	14 1男 11 2男 3 1女 1 2女 6	14 1男 8 2女 6	15 1男 3 2男 11 1女 0 2女 1	10 1男 5 2男 5 1女 6 2女 5	19 1男 3 2男 9 1女 4 2女 3			8 1男 2 2男 2 1女 0 2女 4	25 1男 6 2男 5 1女 7 2女 7	
北中	23 1男 7 2男 4 1女 8 2女 4	▲8 1男 5 2男 1 1女 1 2女 1	7 1男 2 2男 5 1女 6 2女 5	12 1男 5 2女 7	▲8 1男 2 2男 6 1女 0 2女 0	36 1男 17 2男 19 1女 5 2女 10	23 1男 8 2男 4 1女 9 2女 2			14 1男 1 2男 7 1女 1 2女 5		
北大飼中	7 1男 3 2男 1 1女 1 2女 2	▲8 1男 5 2男 2 1女 0 2女 1		11 1男 5 2女 6	16 1男 3 2男 13 1女 0 2女 0	15 1男 4 2男 8 1女 3 2女 2			▲0 1男 0 2男 0 1女 0 2女 0	26 1男 8 2男 7 1女 4 2女 7		
北押原中	29 1男 8 2男 9 1女 7 2女 5	▲6 1男 3 2男 3 1女 0 2女 0	8 1男 0 2男 8 1女 6 2女 7	11 1男 7 2女 4	17 1男 8 2男 9 1女 0 2女 0	25 1男 12 2男 6 1女 3 2女 4			9 1男 1 2男 5 1女 1 2女 2			
加藤中	13 1男 3 2男 10 1女 0 2女 0	▲0 1男 0 2男 0 1女 0 2女 0		▲2 1男 0 2女 2								
板荷中		▲5 1男 1 2男 4 1女 0 2女 0		▲5 1男 2 2女 3						12 1男 5 2男 7		
南摩中		▲7 1男 4 2男 1 1女 0 2女 2		▲3 1男 0 2女 3		6 1男 2 2男 4					7 1男 1 2男 0 1女 3 2女 3	
南押原中		▲3 1男 0 2男 3 1女 0 2女 0		14 1男 5 2女 9		10 1男 5 2男 5 1女 5 2女 4						
栗野中	16 1男 6 2男 5 1女 4 2女 1	▲2 1男 0 2男 0 1女 0 2女 2		▲2 1男 1 2女 1	▲7 1男 2 2男 4 1女 0 2女 1	15 1男 6 2女 9	10 1男 2 2男 8					

■部設置なし ▲試合規定人数に足りていない

【文化部】

	オーケストラ・管弦楽	吹奏楽	合唱	科学	美術	創作	美術創作	パソコン	演劇	舞踊	音楽表現	音楽
東中	1期 1 2期 0 1期 14 2期 13	3	1期 0 2期 1 1期 1 2期 1	1期 11 2期 7 1期 2 2期 1	1期 2 2期 4 1期 12 2期 25				1期 5 2期 2 1期 11 2期 5	1期 1 2期 1 1期 7 2期 4	1期 5 2期 6 1期 0 2期 1	1期 4 2期 3 1期 2 2期 5
西中	1期 3 2期 0 1期 4 2期 11				1期 0 2期 0 1期 2 2期 6	1期 0 2期 2 1期 0 2期 3						
北中		1期 0 2期 4 1期 4 2期 6		1期 2 2期 7 1期 1 2期 3	1期 0 2期 3 1期 13 2期 8			1期 6 2期 3 1期 4 2期 5				
北大綱中		1期 2 2期 1 1期 3 2期 3			1期 0 2期 5 1期 2 2期 5							
北押原中		1期 1 2期 4 1期 6 2期 11			1期 2 2期 0 1期 3 2期 7	1期 1 2期 7 1期 1 2期 8						
加藤中												
板荷中												
南摩中												
南押原中												
栗野中						1期 0 2期 0 1期 5 2期 1						

全国的に、チームや団体で行う種目の部活動において、部員数が揃わず近隣の学校と合同を組んで大会等に出場している学校が増加している。本市においても例外ではなく、現時点でも前表のような状況となっており、今後さらに人数の問題は大きな課題となることが予想される。

各学校においては、生徒数の減少に伴い教員の配置数も減少することから、部活動の

削減を余儀なくされたり、教員の複数配置が難しくなることで活動時の安全確保に課題が生じたりすること考えられ、学校がこれまでと同じ体制で部活動を運営していくことは非常に困難な状況となっていく。

今後、学校部活動が従来の活動を維持できなくなる可能性を想定し、早急に部活動に代わる受け皿を構築し、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を行う機会の確保をしていくことが求められる。

（３）教員の働き方改革

栃木県教育委員会では、「学校における働き方改革プラン第１期」＜平成３１年（２０１９）１月＞、「学校における働き方改革推進プラン第２期」＜令和４（２０２２）年３月＞を策定し、教員の時間外在校等時間を１か月で４５時間以内、１年間で３６０時間以内とすることを目標としている。

本市においても、県と同様に時間外在校等時間の目標値を示し、①勤務時間の適正化、②意識改革、③業務改善、④部活動の負担軽減、⑤学校運営体制の充実を５本の柱に推進を図っている。このうちの④に関しては、令和５年度の時間外在校等時間調査において、中学校の教員の各月当たりの時間外在校等時間は、小学校教員よりも１４時間以上多い状況となっており、これは部活動指導や休日の大会引率、部活動に係る事務処理等の業務が、大きな要因の一つであると考えられる。

教員の月別時間外在校等時間（R5 年度実施調査）

	令和５年度 時間外在校等時間（月別平均）												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校 教諭	47:48	49:53	51:00	40:04	10:40	40:56	44:05	41:28	36:30	34:20	37:46	38:35	39:25
中学校 教諭	66:39	69:47	74:50	50:32	15:16	63:21	63:39	55:27	45:08	43:31	50:25	45:50	53:42

（４）部活動指導における教員の負担感

令和５（２０２３）年１２月に、教員を対象として実施した「休日の学校部活動の地域移行に係る調査」において、部活動に対し負担感を「大いに感じている」、「やや感じている」と回答した教員は全体の約８割という結果であった。

また、担当する部活動種目が、教員自身が学生までに経験したことのある教員は５割弱となっており、半数以上の教員が未経験の部活動を担当していることになる。生徒や保護者からは専門的な知識や技術指導等を求められることも多いことから、これらの教員にとっては、時間的・身体的な負担だけでなく、精神的にも大きな負担となっていることが想像できる。

部活動地域展開を進め、本市の地域展開の一つの目的である、教員が心身ともに健康で、やりがいを持ちながら本質的な教員業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備していく必要がある。

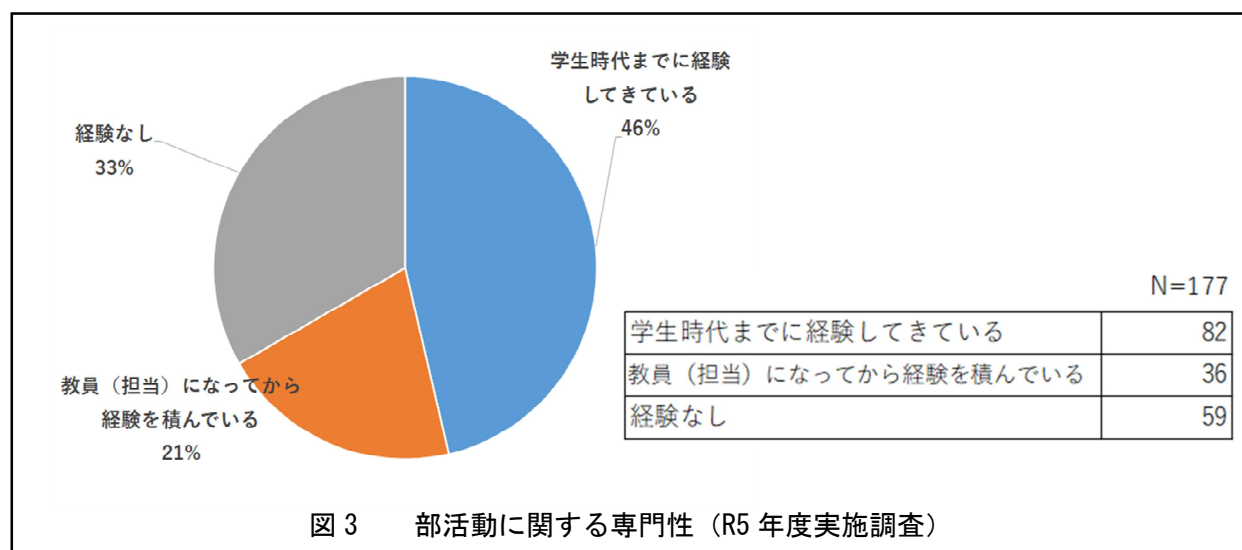
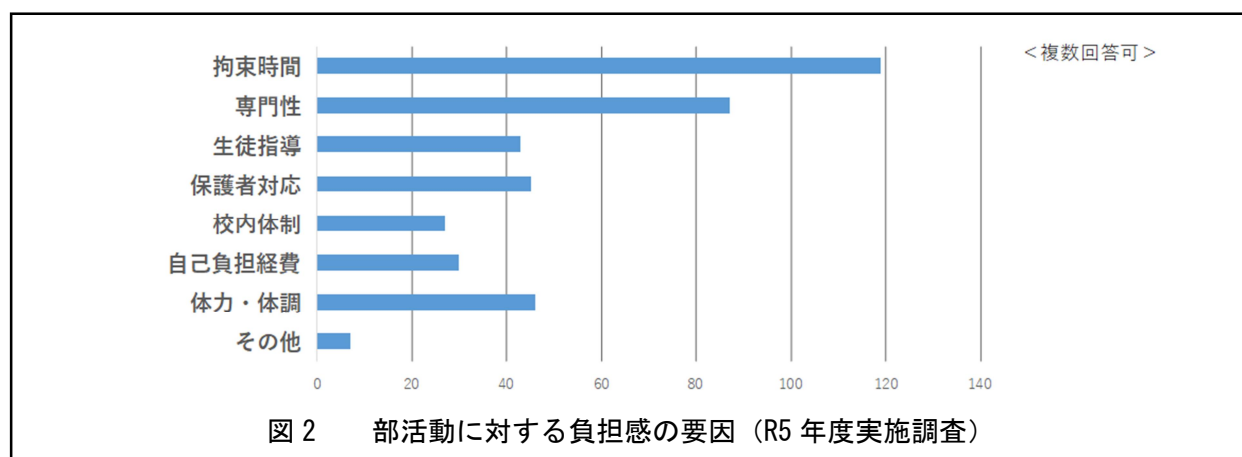
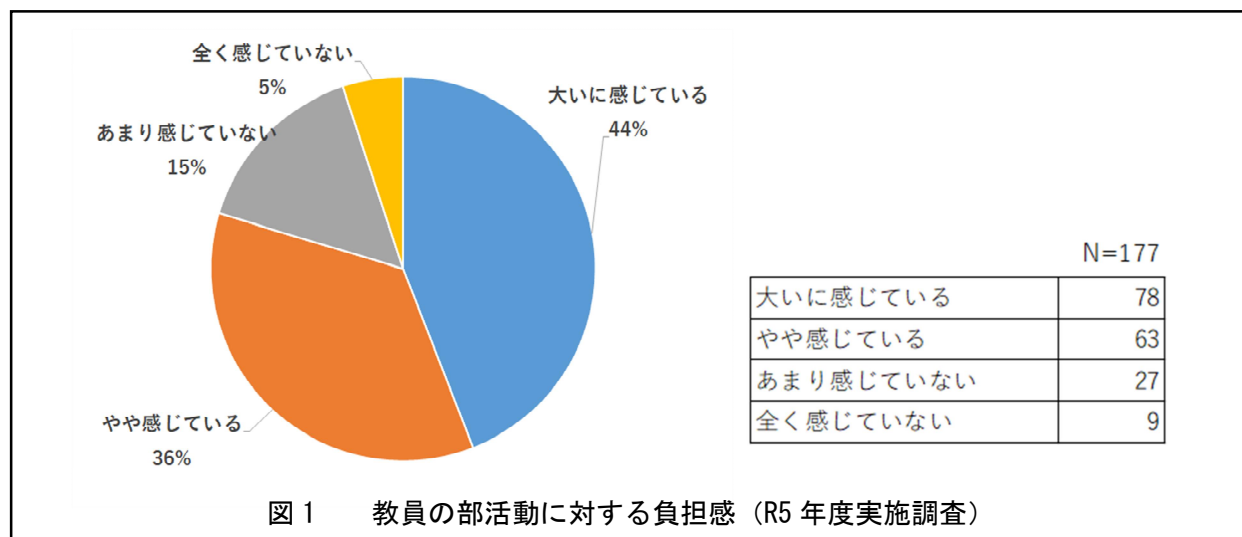


図 1 のとおり、部活動への負担感を訴える教員が多い中においても、負担感を「全く感じない」「あまり感じない」と回答している教員もあり、部活動指導に携わることを強く希望している教員がいることも忘れてはならない。

学校部活動が地域へと移行した際にも、部活動指導を希望する教員が継続して生徒への指導に携われる環境も確保していかなければならない。

(5) 児童生徒、保護者の考え

令和7(2024)年2月に、小学校5・6年生、中学校1・2年生、及びその保護者対象の「休日の学校部活動の地域移行に係る調査」を実施した。結果は、以下のとおりであった。(一部掲載)

- 6割の小学5・6年生は、スポーツ少年団やクラブ等において、多様な種目の活動に参加している。活動人数が多い種目は、以下の通りであった。
①水泳 ②サッカー ③野球 ④ダンス ⑤バスケットボール ⑥バレーボール
- 小学生全体の約8割が、中学生になったら部活動に加入したいと考えている。
- 小学5・6年生が中学校で部活動に入らないと回答した理由には、「今やっている活動(クラブ)を続けたい」、「やりたい部活動がない」、「学習に力を入れたい」、「家で過ごしたい」などといった意見があった。
- 中学1・2年生が感じている部活動の悩みに関する質問に対し、最も多い回答は「特にない」であったが、次いで多かった回答は「部員数が少ない」、「学習との両立が難しい」、「活動日数・時間が少ない」、「十分な活動スペースがない」であった。
- 中学1・2年生においても、学校外のクラブ等で多様な活動に参加している。活動人数が多い種目は、以下の通りであった。
①バスケットボール ②硬式野球、サッカー ③卓球、ダンス ④軟式野球
- 保護者アンケートの回答において、検討の際に配慮すべき内容として、以下のよう
な意見があった。
 - ・金銭的負担、送迎、親の当番などに対する抵抗感。
 - ・指導者に対する不安。
 - ・部活動との両立による混乱に対する不安。
 - ・子どもたちのニーズに沿った種目の実施。(横の選択肢)
 - ・子どもたちが実力に合わせて選択できる能力別活動。(縦の選択肢)
 - ・部活動を続けるべきという意見。部活動ではなくなることへの不安。
 - ・地域展開に早く取り組むべきという要望。
 - ・子どもの休息、自由時間の需要。
- 地域クラブに参加するかどうかの質問については、小学生、中学生、保護者のそれぞれの約半数以上が「わからない」と回答した。
- 小・中学生、保護者ともに、「成績を収めること」より「活動を楽しむこと」を重視したいと回答した割合が多かった。

※ 上記アンケート回答率

小学5・6年児童 (1,951/延べ1,434名)	66.3%	中学1・2年生徒 (1,227/延べ1,427名)	86.0%
上記学年保護者 (1,657/延べ2,861名)	23.0%		

子どもたちのニーズや考え方は多様化し、部活動の枠を越え、実際に学校外で様々な活動を行っている児童生徒が多くいることがわかった。このことから地域展開実施に当たっては、子どもたちの実態及び要望等を十分に把握し、できるだけニーズに沿った受け皿を用意することが求められる。

また部活動については、人数や活動環境等、様々な課題を抱え、子どもたちの活動の充実が求められる中においても、従来部活動が培ってきた教育的意義や生徒指導的側面を重視する声や、地域展開に対する不安からの部活動継続の意向があることも考慮していかなければならない。

地域展開を推進するにあたり、まずは参加する子どもやその保護者、地域住民や実際に指導に携わる指導者、教職員に対し十分な周知・説明を行い、本事業の趣旨や詳細に関する共通理解を図った上で実施する必要がある。まずは、学校部活動の過去の慣例、イメージの払拭が必要であり、これが地域全体へと浸透していくには時間をかけた丁寧な対応が必要となる。

3 部活動地域展開推進計画の基本的な考え方

（１）策定の目的

「鹿沼市部活動地域展開推進計画」は、国や県の方針並びに推進協議会における議論等を踏まえながら、本市の実態に即した部活動の地域展開を総合的・計画的に進め、学校部活動が抱える諸課題の解決、本市のスポーツ・文化芸術活動の充実・発展を図ることを目的とし策定する。

（２）計画の位置づけ

本計画は、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、栃木県教育委員会の「とちぎ部活動地域展開プラン」で示された内容及び推進協議会での協議を踏まえ、鹿沼市の部活動地域展開の推進計画とする。

（３）計画の目標期間

「とちぎ部活動地域展開プラン」や本市の状況等を踏まえ、令和 7（2025）年度を初年度とし、令和 11（2029）年度までの 5 年間を事業推進の目標期間とする。

令和 11（2029）年度末までに、市内中学校の休日部活動を全て、地域クラブ活動へと展開し、令和 12 年度からは学校部活動に設置がなかった種目における地域クラブ活動の実施、平日部活動の地域展開などについて検討していく。

（４）鹿沼市の地域クラブ活動の目指す姿

◎学校部活動において培われる生徒たちの自主性、協調性、友情や社会性等、基本的な考え方を尊重しながら、学校及び地域が連携・協働し、生徒たちの多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる活動

◎国、県及び市のガイドラインに則り、生徒の心身の健康・安全が担保された活動であるとともに、成績や結果等にとらわれることなく、参加する全ての生徒が楽しさややりがいをもって取り組むことができる活動



4 部活動地域展開への体制整備の推進

（１）部活動地域展開に係る体制整備

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむための新たな環境整備に当たっては、スポーツ・文化芸術団体、学校、行政等が連携して、計画的に進めていく必要がある。部活動に代わる新たな地域クラブ活動を運営する主体は、持続可能な運営体制を構築し、指導者の派遣や管理、必要な会計処理、活動場所の確保、学校や行政との連絡調整及び安全管理等といった、本事業の実務を行う。

地域の実情やアンケートの結果、地域クラブの目指す姿の実現、本市スポーツ・文化芸術活動の発展などの観点から、当面の間、運営団体及び実施主体を鹿沼市教育委員会が務める。

体制整備の充実を図るために、スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者、学識経験者等で構成する推進協議会を設置し、体制整備の進捗状況や課題等について報告、協議する中で適切な部活動の地域展開を進める。

事業運営については、学校教育課が主管となり、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課及び文化課等と連携をしながら地域展開を推進する。

（２）具体目標

第一次）令和７年度末までに、休日部活動を各校１つ以上、地域クラブ活動へと展開

第二次）令和１１年度末までに、休日部活動を全て、地域クラブ活動へと展開

第三次）令和１３年度末までに、平日の活動の取組方針を定めるとともに、本市の実情に応じた地域展開等の取組を実施する。

(3) スケジュール及び具体的取組

鹿沼市部活動地域展開推進事業 推進計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
国の位置づけ	改革推進期間 (R5～)	改革実行期間 (前期)			改革実行期間 (後期)		
目 標	◎R7年度末までに、休日の部活動を各校1つ以上、地域クラブ活動へと移行	鹿沼市の地域展開推進期間 (5年間)			◎R11年度末までに、休日の部活動を全て、地域クラブ活動へと移行		◎R13年度末までに、平日の部活動を1つ、地域クラブ活動へと移行
平日部活動に係る取組	従来通りの活動を継続						
	部活動指導員の配置の推進 (子どもが専門性の高い指導を受けられる、教員が部活動に関与しないで済む環境づくり)						
	教員による指導						
	部活動指導員による指導						
休日部活動に係る取組						平日移行の検討・推進	
	従来通りの活動を継続						
	※R11年度末以降の部活動については、国・県の動向をみて検討						
	モデル事業 陸上競技・野球・剣道	市主催活動として実施 陸上競技・野球・剣道		団体主催活動として実施 陸上競技・野球・剣道			
	※ 大会参加を見据えた運営、部員以外も活動可能な体制の構築						
	休日部活動の地域展開の推進 (子どものスポーツ・文化芸術活動の充実を目指した環境づくり)						
	団体主催活動として実施						
事業全体に係る取組	推進協議会における本市の地域展開に関する検討						
	コーディネーターによる地域クラブの統括、受け皿の確保、指導者育成、地域への周知啓発						
	推進体制 (組織構築) の検討						

① モデル事業の実施

令和7年度より、陸上競技、軟式野球、剣道の3種目において、試行的に休日部活動の地域展開を実施し、本市の地域展開における課題等の整理、対応を行う。

② コーディネーターの配置

令和8年度より、コーディネーターを配置し、活動中の各地域クラブの管理指導、計画・運営等への支援、地域クラブと学校との調整、発生するトラブル等への指導助言、新たな指導者並びに実施主体となる団体等の発掘・交渉などを行い、円滑な地域展開を推進する。

③ 新たな種目における休日部活動の地域展開

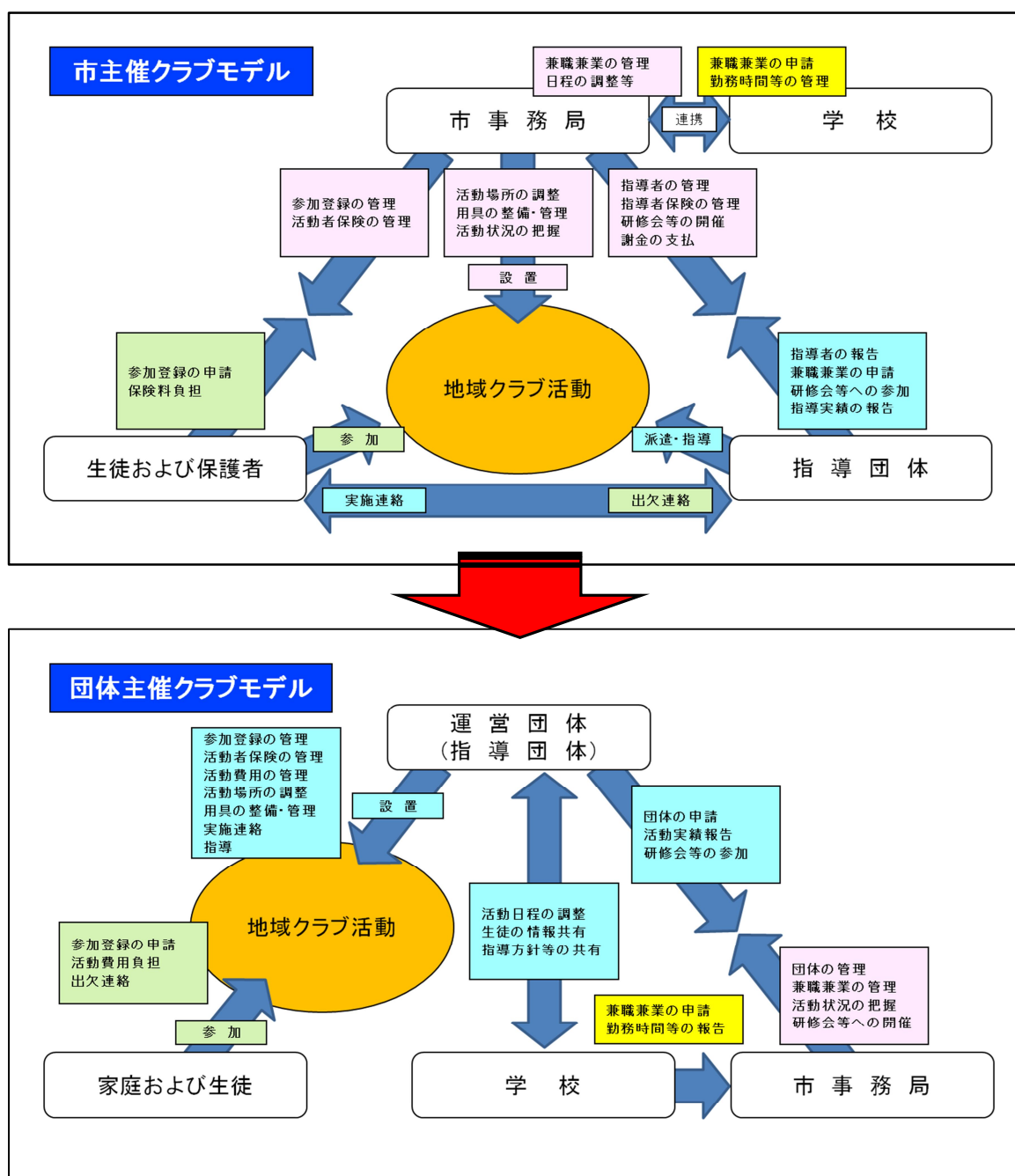
令和8年度より、モデル3種以外の種目において、実施の準備が整った種目から地域クラブ活動を実施する。そのために、コーディネーターを中心とし、関係団体との相談、学校・中体連との相談を計画的に実施し、併せて生徒並びに保護者、地域への周知啓発を行う。

地域クラブ活動への展開を順次進め、令和11年度末までに学校部活動に設置されている全ての種目の受け皿となるクラブを用意し、令和12年度以降は学校部活動にない新たな種目の地域クラブの設置を推進していく。

④ 受け皿となる団体の体制整備に係る支援

市主催クラブの受け皿となる団体が、自主的なクラブ運営の体制を整備するまでの準備期間として、2年間（24カ月）は市が運営団体と実施主体を兼ねクラブを運営する。その期間、団体は市主催クラブに指導者を派遣し、市が会場の調整や保険の管理等を行うとともに、指導に係る謝金を負担する。

なお、2年経過後は事務局を市から団体へと移管し、市が主催するクラブから団体が主催するクラブへと展開し、参加者は会費を支払って活動を継続することになるが、その後も市事務局は各団体の活動・運営状況等を把握し、適切な地域クラブ活動の実施を統括していく。



⑤ 認定地域クラブの認定制度の構築

国のガイドライン及び県のプランに基づき、本市における「認定地域クラブ」の認定要件を整備する。また、市の認定を受けた地域クラブに対する支援等の在り方について、検討を行う。

⑥ 部活動指導員の配置

学校部活動において、令和 8 年度より生徒の活動の充実と教員の負担軽減をねらいとし、教員に代わり顧問として部活動指導が行える部活動指導員を配置する。

また、この地域との連携をきっかけに、部活動指導員が所属する団体等が主体となる新たな地域クラブ活動の設立や、平日の地域クラブ活動の実施へとつなげていく。

⑦ 平日部活動の地域展開の推進

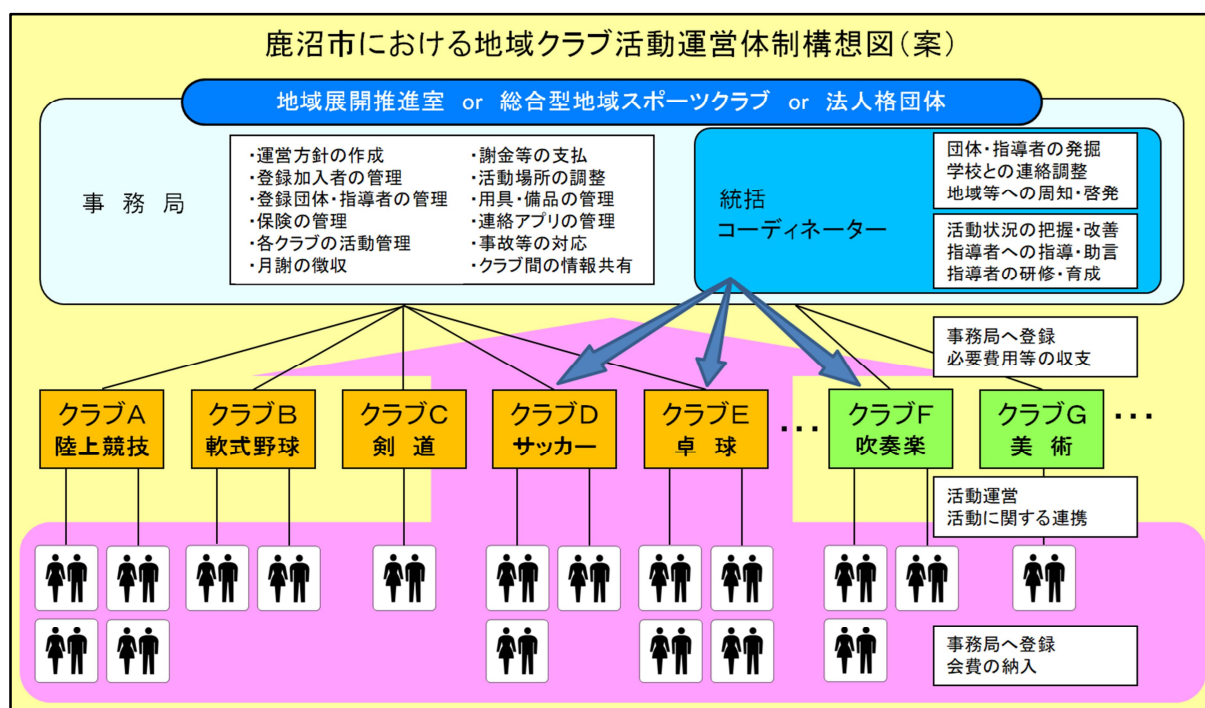
休日部活動の地域展開完了後、令和 12 年度から平日の部活動も地域団体が主催する地域クラブ活動へと移行していく。これについては、今後の国及び県の学校部活動に係る動向を注視しながら検討を進めていく。

（４）本市の地域展開体制の長期的ビジョン

各種目ごとに関係団体と協議を重ね、実施要件が整った種目から順次活動を開始していくことになるが、それぞれの種目において地域クラブ活動が展開されるようになると新たに生じる課題が予想される。

（例、受益者負担の金額の差、指導謝金の差、活動方針の差、実施頻度の差 等）

この課題を解消するための方策として、各団体を地域クラブ活動の「実施主体」とし、それらを統括する「運営団体」を設置することが考えられる。



- ・参加者は運営主体に登録をし、会費を運営主体に支払う。
- ・運営主体が事務作業を統括し、実施主体は各種目の活動の運営のみを行う。
- ・運営主体のガバナンスのもと、実施主体は活動を行う。
- ・運営主体が全ての種目の活動を掌握し、運営主体が雇用するコーディネーター等が各実施主体の管理・指導を行う。
- ・運営主体が参加者から徴収した会費を管理し、各指導者へ報酬を支払う。
- ・各種目の活動に係る用具、施設等の管理、補填、修繕等を行う。

上記が実現することで、参加者の人数によって生まれる格差は解消され、上位団体のひとつの方針のもと、全ての種目が同一歩調で、平等に子どもたちの活動を充実させていくことが可能となると考える。

5 地域クラブの活動指針

（１）対象

市内全ての中学生を対象とし、自分の興味関心に応じた地域クラブを選択し参加することができる。参加は任意とし、学校部活動と同じ種目を選ぶことも異なる種目を選ぶこともできる。

（２）地域クラブの役割

国、県及び市のガイドラインや、本推進計画を遵守し、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、ニーズに沿った安全で適切な活動を行う。

また、学校部活動の趣旨を受け継ぎ、子どもたちがやりがいや楽しさを感じながら、仲間との連帯感や責任感等を育むなど、従来の部活動に期待されてきた人間形成の機会とすることを重視し、子どもたち主体の活動を運営していく。

（３）指導者

指導者については登録制とし、スポーツ・文化芸術活動に親しむ地域人材や兼職兼業を希望する教職員、退職教員、部活動指導員等で運用する。指導者確保のために、資格保有の有無を問わず募集を積極的に行い、登録者の資質・能力の確保・維持については、管理者が定めた規則を遵守することや、事務局が実施する研修や講習会等を受講することを条件とする。研修や講習会等を充実させ、事故防止の徹底や体罰・ハラスメント等の根絶にも努める。

活動においては、生徒の安全確保のために、１種目あたり原則複数名の指導者を配置し、十分なコミュニケーションを図りながら生徒一人一人のレベルや心身の成長に応じた指導に努める。

なお、鹿沼市立小中学校に勤務する者で、地域クラブ活動に携わる教職員は、所定の兼職兼業の申請を行い鹿沼市教育委員会の許可を得ることとする。

（４）活動内容

① 種目・分野

各中学校で実施されている部活動種目の地域展開を優先とする。部活動の受け皿となる地域クラブが軌道に乗り次第、子どもたちのニーズ調査等を実施し、多様な種目及び分野の活動も検討していく。

また、専門性の高い知識や技術の習得のみならず、レクリエーション的な活動や地域の文化を引き継ぐ活動等、生徒たちが生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しめるような環境も構築できるようにする。

② 活動時間及び休養日の設定

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるようにする。

ア 活動時間の設定

1日の活動時間は、平日を2時間程度、学校の休業日（学期中の土日を含む）は3時間程度とし、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内とする。

○できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○大会等で基準の活動時間を超えて活動する場合は、生徒の健康管理に十分に配慮し、1日のうち休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

イ 休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。

○平日の活動日の確保が困難な場合、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内で、休日に2日間連続して活動するなど、柔軟に対応することも可能であるが、生徒が学習をしたり、家族や友人と過ごしたりする時間の確保ができるよう、できる限り休日に休養日の設定ができるよう配慮する。

○学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加している生徒については、双方の総活動時間が週当たり11時間程度の範囲内となるよう活動を調整する。

○中学校体育・文化連盟主催の大会前において、基準どおりに休養日が確保できない場合、その前後に代替の休養日を確保する。

③ 活動場所

活動場所は、市内の学校施設を中心とするが、必要に応じて公共スポーツ・文化施設等を利用する。公共施設利用については減免扱いとし、また学校施設利用については、部活動と同様の利用方法とする。

活動場所への移動については、現状、徒歩や自転車、保護者の送迎を基本とするが、将来的にはスクールバスの活用や公共交通機関の利用料の補助等、移動手段に関する支援も検討していく。

（５）保護者負担

部活動に代わる新たな地域クラブは、持続可能なクラブ活動を行うため、参加者からの会費等によって自立的な運営を行うものとされている。例えば、クラブの活動経費や保険料、大会等の参加料、指導者報酬等の保護者負担が発生する。

保険料については、これまで部活動は学校の共済が適用されたが、地域クラブ活動では対象外となるため、生徒、指導者とも別の保険加入が必要となる。

生徒が経済的理由によって活動参加をあきらめることがないよう、就学援助対象世帯に必要な支援を検討する。また、参加者負担を軽減するために、教育委員会として予算措置や補助金等の財源確保に努め、地域クラブ活動に係る費用の支援について検討も行っていく。

（６）大会・コンクール等への参加

中学校体育・文化連盟主催の大会等への参加は、大会要領等により判断することになるが、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、市が示す地域クラブ活動の認定要件を満たすこととする。

6 その他

（１）計画の見直し

今後の国及び県の方針やガイドライン等や、取組の進捗状況、予算等を勘案し、適宜見直しを行う。

（２）鹿沼市部活動地域展開推進協議会における検討

前述のとおり、本市では令和６（２０２４）年度から、学識経験者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者で構成する推進協議会を設置した。今後も、地域展開が本市に定着するまで、定期的に協議を重ねていく。

<推進協議会委員一覧>

委 員	学識経験者、小中学校長、保護者、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、市文化協会、中学校体育連盟、中学校文化連盟、市文化・スポーツ振興財団、県教育委員会
事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化課 部活動改革コーディネーター